○海上保安庁告示第四十一号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、来島海峡西水道における流速計の設置工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

海上保安庁長官　中島　敏

来島海峡西水道における流速計の設置工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度六分五一秒東経一三二度五九分三・四秒 二　北緯三四度六分三六・八秒東経一三二度五九分七・六秒 三　北緯三四度六分三五秒東経一三二度五八分五九・一秒 四　北緯三四度六分四九・二秒東経一三二度五八分五四・九秒	平成二十九年十月二十七日午前七時二十分から午前十時二十分まで、同月二十八日午前八時十分から午前十時十分まで（第一予備日）、同月二十九日午前九時三十分から午後零時三十分まで（第二予備日）、同年十一月一日午前九時十分から午後四時十分まで（第三予備日）、同月三日午前十一時から午後二時まで（第四予備日）及び同月四日午後零時二十分から午後三時まで（第五予備日）のうち流速計の設置工事が行われている間	上欄に掲げる海域における流速計の設置工事に従事する船舶以外の船舶

備考　（一）第一予備日は平成二十九年十月二十七日において、第二予備日は第一予備日において、第三予備日は第二予備日において、第四予備日は第三予備日において、第五予備日は第四予備日において、それぞれ悪天候その他の理由により流速計の設置工事が行われなかった場合に、当該工事が行われる日である。

（二）流速計の設置工事が行われている間は、「警戒船」と表記された旗及び可航水域を示す矢印の板を掲げた警戒船が配備される。